

「イリオモテヤマネコの保全からみた西表島の推薦に対する意見」要約版

認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金 (JTEF) / JTEF 西表島支部やまねこパトロール

1. 世界自然遺産としての「完全性」の確保について

ユネスコの「世界遺産条約実施ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)によれば、推薦地に世界自然遺産とされるだけの「顕著な普遍的価値」があると判断されるためには、以下の条件をすべて満たし、世界自然遺産としての「完全性」が確保されている必要がある。

- ✓ 「顕著な普遍的価値」を表現するために必要なすべての要素を包んでいること
- ✓ その重要性を完璧に代表するだけのサイズ
- ✓ 開発または放置から生じる悪影響によって棄損され過ぎていないこと

西表島遺産地に固有の「顕著な普遍的価値」の中でもとりわけ重要なのが、イリオモテヤマネコの唯一の生息地である。推薦書に示された西表島推薦地が世界自然遺産としての「顕著な普遍的価値」が完全性を備えるかどうかの判断にあたっては、イリオモテヤマネコの重要な自然生息地がそこにもれなく含まれているかどうかを確認されなければならない。

これまで、イリオモテヤマネコの好適な生息地は主に西表島の低地部に集中していることから、生息密度が高いのは低地部であると考えられ、低地部に属する多くの区域がイリオモテヤマネコの「主要生息地」として、環境省による生息状況モニタリングの対象エリアとされてきた。しかしながら、現在モニタリングが行われ、イリオモテヤマネコの重要な生息地である低地部はほとんど推薦地に含まれておらず、緩衝地域にすら含まれていない場所も多い。イリオモテヤマネコの生息地は、島に生息する野生のネコ科動物の中で、世界最小であるという観点からも、緩衝地域およびその範囲外を除外してしまつては、「顕著な普遍的価値」の「必要なすべての要素を含む」ことにはならず、「その重要性を完璧に代表するだけのサイズ」も確保できていないことになる。

世界自然遺産としての「顕著な普遍的価値」の完全性を確保するためには、集落など一部を除いた低地部の大部分を含むよう推薦地を拡張する必要がある。

2. 世界自然遺産を保護・利用するための「管理計画」について

・「管理計画」に示された緩衝地域の管理方針の問題点

ガイドラインによれば、緩衝地域は推薦された遺産の効果的な保護を目的として、それを取り囲む地域に、法的又は慣習的な保護の網をかける安全策とされている。ところが、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4か所共通の「包括的管理計画」によれば、緩衝地域及び周辺地域ではマストゥーリズム型の周遊観光を「主に緩衝地域や周辺地域において受入体制を整備し、推薦地の魅力を伝える利用拠点の整備をあわせて検討する」とし、マストゥアーの積極展開、観光利用施設の整備が進められようとしている。この管理方針は、ガイドラインに示された緩衝地域の趣旨に反する疑いがある。また、1で述べた通り、現在、緩衝地域および周辺地域とされている低地部はイリオモテヤマネコの重要な生息地も含んでおり、拠点整備およびマストゥアーの導入にはイリオモテヤマネコの生息地、及び生態を攪乱しないよう十分配慮する必要がある。

・自然生態系に入り込むツアーに対する総量規制の導入が具体的に示されていない

「包括的管理計画」によれば、推薦地において「適正な利用に向けたルール等のもと、エコツーリズム等の豊かな自然や固有の文化を活かした自然体験型観光の推進を図る」とされているが、その「ルール」が総量規制を含むのかどうかにはふれられておらず、法的拘束力のある規制を意味するのか、法的拘束力のない関係者間の自主ルールを意味するのかも明確でない。

西表島は集落の中心部や土地改良がなされた農地の中心部等を除けば、その全域がイリオモテヤマネコの生息地となっている。そこで、少なくとも推薦地および緩衝地域(推薦書上の「緩衝地域」のみならず、本来「緩衝地域」とされるべき区域も含む)の全体を対象として、①観光利用に対する法的拘束力のある総量規制(一定区域における立ち入り人数、立ち入り期間等の規制)および行為規制(一定区域における一定の行為の規制)が整備され、②その実効性確保のための現場における定期的な監視が行われ、③自然環境の状態および規制の遵守状況に関する継続的なモニタリングが行われることが必要である(現状、西表島の生態系を特徴づける湿地環境についてなど、状況の変化をモニタリングするための現時点データすらほとんど整っておらず、モニタリング体制の構築には相当な困難が予想される)。

・観光利用施設の整備について

観光利用施設の設備については、現在、西表島部会の作業組織である拠点整備構想検討会および国立公園計画の中で、世界自然遺産の情報発信拠点となるフィールドミュージアムセンターやロードパーク、登山道の整備などが検討されている。現在のフィールドミュージアムセンター、ロードパークなどの建設予定地は、1で述べたイリオモテヤマネコの重要な生息地と重なっている場所もあり、登山道の整備は、多くの一般観光客が林内への立ち入りを容易にするものである。これら整備がイリオモテヤマネコの生息域を攪乱し、「顕著な普遍的価値」を損なうことが無いよう、慎重な検討が必要である。

3. イリオモテヤマネコを見せるツアーについて

近年、営利目的でイリオモテヤマネコを見せるツアーが島内の観光業者により行われるようになってきているが、現行法ではイリオモテヤマネコの観察・撮影に対する規制はない。また「管理計画」においても、イリオモテヤマネコの観察・撮影に対する規制の導入は念頭に置かれていない。近年、特定の個体が道路に頻繁に出没し事故に遭うなど、「道路馴れ」「人馴れ」の傾向が表れているが、不適切な方法での観察は、イリオモテヤマネコの道路馴れ、人馴れを進行させ、さらなる路上出没を引き起こす可能性があるばかりか、親猫の育児放棄、また踏み荒らしなどによる餌場環境の喪失など、イリオモテヤマネコの生態を大きく攪乱する可能性が高い。したがって、早急に竹富町自然環境保護条例を改正し、西表島全域において、イリオモテヤマネコの観察・撮影等に関する具体的な遵守事項を定める必要がある。

4. 自動運転技術の導入について

イリオモテヤマネコの交通事故は、昨年過去最多となる7頭、今年もすでに3頭の被害が確認されている。現状、イリオモテヤマネコの交通事故防止対策の決め手に欠けていることは、より厳しく認識される必要がある。注意喚起、普及啓発、部分的な仮設フェンスの設置など現在進行中の取り組みは一層推進する必要がある一方で、革新的な対策が求められていることも事実である。その一つの対策として、路上付近のヤマネコを探知・識別して適切に停車する、自動運転車両を導入するプロジェクトを産官学で立ち上げることが検討されるべきである(スウェーデンの自動車メーカーであるボルボ社は、ムース、エルク、シカ類といった大型動物との衝突回避のシステムを同社の車両で実用化している)。(了)